

「身延町ふるさと応援団(ふるさと納税)」の手続き方法

申込み方法

身延町ふるさと応援団を希望される方は、電子申請によりお申込手続きを行っていただくか、所定の寄附申込書に必要事項を記入のうえ、郵送・ファックスをしてください。

①電子申請による場合



みのぶ電子申請サービス(身延町HP内)のページよりお申込みください。

- ・インターネットを使って24時間365日、いつでも、どこからでもお申込手続きができます。
- ・みのぶ電子申請サービスは、山梨県及び山梨県内の複数市町村で構成する「山梨電子自治室」で運営を行っています。

②寄附申込書の提出による場合

所定の寄附申込書に必要事項を記載のうえ、郵送またはファックスにてお申込みください。

支払い方法

寄附金のご入金の方法は以下のとおりです。

①納付書によるお振込み(郵便局)

電子申請及び寄附申込書を提出した際に、送られてきた納付書でお振込みください。
手数料などはかかりません。

②金融機関でのお振込み(郵便局以外)

振込先をご案内いたしますので、お近くの金融機関からお振込みください。
なお、手数料はご本人様の負担をお願いします。

③直接窓口

身延町の本庁及び各支所に、直接ご寄附をお持ちください。

ご注意ください

- 「身延町ふるさと応援団」の取り組みについて
「身延町ふるさと応援団」は、故郷みのぶを応援したい、身延町の町づくりに貢献したいという皆様の善意に基づく自発的なものであり、決して寄附を強要するものではありません。
- 寄附の強要や詐欺について
 - ・「身延町ふるさと応援団」をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。
 - ・「身延町ふるさと応援団」の方法として、原則「納付書」、「振込み」、「直接窓口」の3種類とさせていただきます。
 - ・「身延町ふるさと応援団」の申込みをされた方以外に、納付書をお送りすることはありません。また、納付書は身延町の様式を使用しており、申込みを受け付けた後でご本人に送付いたします。金融機関の「払込依頼書」を送付することはありません。
 - ・ATM(現金自動預払機)での振込みは、ご本人からの要望がない限り取扱いません。ATMで振込む場合、振込み先を電話でお伝えすることはありません。ご自宅に文書を郵送いたします。また、ATMの操作を電話でお願いすることはありません。
 - ・「現金書留」や「持参」の場合は、必ず事前にご本人の意思を確認いたします。町から「現金書留」や「持参」をお願いすることはありません。
 - ・その他寄附に関して不安なことや不審な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

この内容についてのお問い合わせ

身延町役場 政策室

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

電話番号:0556-42-4801 FAX番号:0556-42-2127